

就労継続支援 B 型 道の空 工賃支給規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 道の空 就労継続支援 B 型 道の空 が行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型事業の利用者に対し、支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則、午前10時から午後4時までとする。所定時間内であれば個別支援計画に基づき、行った作業に対して、休憩、昼休み、掃除を除いた時間を4分割しそれぞれを1単位として、その合計単位数に応じて工賃を支給する。

(工賃の支給額)

第4条 工賃は第17条に基づいて算定するものとする。

(工賃の財源)

第5条 1単位当たりの単価は1か月の生産および作業活動における事業収入から、必要経費等を差し引いた額に相当する金額を財源とする。ただし、財源が第10条6に定める基準に満たない場合は、財源を増加させることができるものとする。

(工賃の計算期間及び支給日)

第6条 工賃は毎月1回、前月の1日から前月末日までの分を、翌月の25日に支給することとする。ただし、その日が休日に当たる場合は、前日の支給日とする。また通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができることとする。

(工賃計算の単位)

第7条 工賃計算の単位は、円とし、1円未満は切り捨てとする。

(工賃の支給方法)

第8条 工賃は、利用者本人に対し、通貨でその額を支払う。その際、本人の捺印、受領日を記入することで確認をおこなう。ただし、利用者本人の希望により、あらかじめ昼食代を工賃から差し引いて欲しい場合は、工賃支給額から昼食代を差し引いた額を支給することとする。

(能力給の算定)

第9条 同じ作業を同じ時間行った場合でも、作業のでき、速さ、意欲、貢献度等、個人差がでてくるため、工賃に能力給を算定できるものとする。算定方法はランク評価とするものとし、ランクの上下に関しては、職員評価によるものとする。

(ランク評価制)

第10条 ランク評価は5段階とし、それぞれのランクに応じて単位数増加をすることで工賃の支払額に差をつけていくものとする。

2 初めは誰でもランク1から始める。

3 月に一度、職員でランク評価を行いランクアップ、ランク維持、ランクダウンを決定する。

4 各ランクの単位数の割増率は、以下とする。

・ランク 1: 1倍

・ランク 2: 1.25倍

・ランク 3: 1.5倍

・ランク 4: 1.75倍

・ランク 5: 2倍

5 ランクアップは1段階ずつとし、ランクダウンに関しては、よほどのことがない限りランクダウンは行わない。

6 単位当工賃は100円程度とするが、割増後の単位数に対する単位当工賃を基準とする。

(皆勤賞の算定)

第11条 作業内容および作業評価にかかわらず、あらかじめ決められた日数分、全て通所し、作業を行った場合は、皆勤賞を支給するものとする。また、決められた日数分を全て通所している場合は、その中で、自己都合および体調不良等で遅刻もしくは早退した場合でも、皆勤賞の対象となるものとする。また、本来祝日は休日となるが、特別に開所日となる場合は、その日も皆勤賞の対象日となるものとする。皆勤賞の支給物は第12条で定めるものとする。

(皆勤賞の支給物)

第12条 皆勤賞としては、昼食無料券を支給するものとする。枚数に関しては、当該月の売り上げに応じて変動するものとする。

(作業単位)

第13条 作業単位は以下の時間をそれぞれ1単位とし、その時間内、全て作業に参加している場合に1単位を取得できるものとする。

- 1: 10:00～11:00
- 2: 11:10～12:10
- 3: 13:10～14:20
- 4: 14:30～15:40

また、遅刻および早退等で、上記の各時間帯に参加できなかった分を上記の時間外(休憩時間等)に作業を行った場合でも、振替はできないものとする。

(単位取得の例外)

第14条 原則として、第13条に定める各時間帯の時間全てを作業に従事することで単位を取得することができるものとするが、例外として、施設内にて職員および他の関係機関との面接、職員からの依頼等で作業ができなかった場合も、作業をおこなったこととして単位を取得できるものとする。

(施設外支援の工賃)

第15条 施設外支援を行った場合は、実習という特性を考慮して、施設内で作業をおこなった場合に準じて単位を取得できるものとする。ただし、単位数に関しては、実習作業内容によって個々に判断するものとする。

2 施設外支援で、実習作業の対価が発生する場合は、実習作業対価を工賃として実習生に支払うこととし、単位は発生しないものとする。また、実習作業対価は工賃財源に含めないこととする。

(施設外就労の工賃)

第16条 施設外就労を行った場合は、作業内容の専門性を考慮して、施設外就労先から請け負った金額を、参加者で分配するものとする。この場合、単位は発生せず、請負金額は工賃財源に含めないものとする。

(工賃の計算方法)

第17条 工賃の計算は以下の通りとする。第5条で定める財源を各利用者全員分の単位数で割った分を各利用者の取得単位数に応じて分配するものとする。

(例)

財源: 10,000 円

Aさん: 取得単位 80 単位: ランク1 → $80 \times 1 = 80$ (単位)

Bさん: 取得単位 50 単位: ランク3 → $50 \times 1.5 = 75$ (単位)

Cさん: 取得単位 30 単位: ランク5 → $30 \times 2 = 60$ (単位)

1 単位当たりの単価

$10,000 \div (80 + 75 + 60) = 46.51$ (円)

各支給額

Aさん: $46.51 \times 80 = 3,721$ (円)

Bさん: $46.51 \times 75 = 3,488$ (円)

Cさん: $46.51 \times 60 = 2,791$ (円)

附則

- 1 この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は平成 29 年 3 月 1 日から 第14条(施設外支援) の項目を変更、施行する。
- 3 この規程は平成 29 年 5 月 1 日から 第5条(工賃の財源)、第9条(能力給の算定)、第10条(ランク評価制)、第17条(工賃の計算方法) の項目を修正・追加、施行する。